

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都中央区日本橋一丁目 5 番 3 号
日本橋西川ビル
エルシーピー投資法人
代表者名 執行役員 宮崎俊司
(コード番号: 8980)

投資信託委託業者名
東京都中央区日本橋一丁目 5 番 3 号
エルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮崎俊司
問合せ先
エルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社
取締役財務部長 久保裕司
TEL.03-3272-7311

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

エルシーピー投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日開催の役員会において、規約一部変更及び役員選任に関して、下記のとおり平成 19 年 6 月 15 日開催予定の第 3 回投資主総会(以下「本投資主総会」といいます。)に付議することを決議しましたので、お知らせします。

なお、下記事項は本投資主総会の決議をもって有効となります。

記

1. 規約一部変更について

変更の理由は以下のとおりです。

- (1)「会社法」(平成 17 年法律第 86 号、その後の改正を含みます。)が平成 18 年 5 月 1 日に施行され、同日付で施行された「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)により、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)が整備・改正されたことに伴い、新たな条項の新設や字句の変更等、全般にわたって所要の変更を行うものです(現行規約第 3 条、第 6 条、第 7 条、第 12 条、第 31 条及び第 33 条)。
- (2)東京証券取引所が定める上場規程の改正に伴い、本投資法人の運用資産等に占める不動産等以外の資産について保有制限が緩和されたこと等に伴い、本投資法人の投資方針のために必要と認められる資産への機動的な投資を可能とするために運用資産の対象の変更を行うものです(現行規約第 27 条第 3 項)。
- (3)本投資法人設立に際して必要とされた規約記載事項について、規約の簡素化を図るため、現状不要となった条項を削除するものです(現行規約第 32 条)。
- (4)「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号)の施行に伴い、今後、投資法人による短期投資法人債の発行が可能とされていることから、本投資法人の機動的な資金調達を可能とするため、同法において要求されている要件に従い、必要な規定の変更を行うものであります(現行規約第 34 条及び変更後の規約附則)。
- (5)本投資法人が「資産の流動化に関する法律」(平成 10 年法律第 105 号、その後の改正を含みます。)に基づく特定目的会社が発行する優先出資証券の全部を取得した場合の課税上の特例について定める「租税特別措置法」(昭和 32 年法律第 26 号、その後の改正を含みます。)第 67 条の 15 第 9 項の適用期間が平成 19 年 3 月 31 日をもって終了したことに伴い、同項に定める要件を充足するための条項が不要となったため、これを削除するものであります(現行規約第 26 条第 5 項)。

- (6) 上記の他、電磁的方法による議決権行使に関する規定を設け、その他必要な規定の加除、表現の変更及び条数の整備等を行うとともに、投信法その他法令に関する遵法性についてより徹底を図るために、本規約の一部を変更するものです（現行規約第 14 条及び変更後の規約第 13 条等）。

規約一部変更の詳細については、別紙「第 3 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。

2. 役員選任について

提案の理由は以下のとおりです。

- (1) 執行役員宮崎俊司から本投資主総会の終結の時をもって本投資法人の執行役員を辞任したい旨の申し出があったため、後任の執行役員 1 名を選任するものです。
なお、後任の執行役員 1 名を選任する議案は、本日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の一致をもってする決議によって提出されたものです。
- (2) 執行役員宮崎俊司の辞任に伴い、監督役員全員から本投資主総会の終結の時をもって一旦本投資法人の監督役員を辞任したい旨の申し出があったため、改めて監督役員 2 名を選任するものです。

役員選任の詳細については、別紙「第 3 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。

3. 本投資主総会の日程

平成 19 年 5 月 18 日 本投資主総会提出議案承認役員会
平成 19 年 5 月 30 日 本投資主総会招集通知発送（予定）
平成 19 年 6 月 15 日 本投資主総会開催（予定）

以上

- * 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.lcp-reit.co.jp>

平成 19 年 5 月 30 日

投資主各位

東京都中央区日本橋一丁目5番3号

エルシーピー投資法人

執行役員 宮崎 俊司

第3回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、エルシーピー投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第3回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、本投資主総会に当日ご出席願えない場合は、後記「投資主総会参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成19年6月14日（木曜日）までに到達するようご返送いただきますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）第93条第1項の規定に従い、本投資法人の規約第13条において、「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。」旨を定めております。

従いまして、当日ご出席いただかず、かつ議決権行使書による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成したものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますのでご留意願います。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月15日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 4階「プリマヴェーラ I」

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

第1号議案 規約一部変更の件

議案の要領は、後記「投資主総会参考書類」の3頁から12頁に記載のとおりであります。

第2号議案 執行役員1名選任の件

第3号議案 監督役員2名選任の件

以上

-
- ◎本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎議決権の不統一行使をされる場合は、本投資主総会の3日前（平成19年6月12日）までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により本投資法人にご通知ください。
 - ◎議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う投資信託委託業者であるエルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。
 - ◎投資主総会参考書類に修正が生じた場合は、本投資法人ホームページ（<http://www.lcp-reit.co.jp>）において掲載させていただきます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 議案の要領及び提案の理由

- (1) 「会社法」（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）が平成18年5月1日に施行され、同日付で施行された「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）により、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）が整備・改正されたことに伴い、新たな条項の新設や字句の変更等、全般にわたって所要の変更を行うものです（現行規約第3条、第6条、第7条、第12条、第31条及び第33条）。
- (2) 東京証券取引所が定める上場規程の改正に伴い、本投資法人の運用資産等に占める不動産等以外の資産について保有制限が緩和されたこと等に伴い、本投資法人の投資方針のために必要と認められる資産への機動的な投資を可能とするために運用資産の対象の変更を行うものです（現行規約第27条第3項）。
- (3) 本投資法人の設立に際して必要とされた規約記載事項について、規約の簡素化を図るため、現状不要となった条項を削除するものです（現行規約第32条）。
- (4) 「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）の施行に伴い、今後、投資法人による短期投資法人債の発行が可能とされていることから、本投資法人の機動的な資金調達を可能とするため、同法において要求されている要件に従い、必要な規定の変更を行うものであります（現行規約第34条及び変更後の規約附則）。
- (5) 本投資法人が「資産の流動化に関する法律」（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。）に基づく特定目的会社が発行する優先出資証券の全部を取得した場合の課税上の特例について定める「租税特別措置法」（昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。）第67条の15第9項の適用期間が平成19年3月31日をもって終了したことに伴い、同項に定める

要件を充足するための条項が不要となったため、これを削除するものであります（現行規約第26条第5項）。

- (6) 上記の他、電磁的方法による議決権行使に関する規定を設け、その他必要な規定の加除、表現の変更及び条数の整備等を行うとともに、投信法その他法令に関する遵法性についてより徹底を図るために、本規約の一部を変更するものです（現行規約第14条及び変更後の規約第13条等）。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を下記のとおり変更しようとするものです。（変更箇所は下線の部分）

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第3条（本店の所在する場所） （記載省略）</p> <p>第6条（発行する投資口の総口数）</p> <p>1. 本投資法人の発行可能投資口総数は、200万口とする。</p> <p>2. （記載省略）</p> <p>3. 本投資法人は、第1項に規定する発行可能投資口総数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、投資口の追加発行ができるものとする。当該投資口の追加発行における1口当たりの発行価額は、本投資法人に属する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な価額として役員会で決定した価額とする。</p> <p>第7条（投資口の取扱規則）</p> <p>本投資法人が発行する投資証券の種類、投資口の名義書換（<u>実質投資主名簿への記載又は記録を含む。以下同じ。</u>）、<u>質権の登録及びその抹消、投資証券の再発行その他の</u> <u>手続並びにその手数料については、法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。</u></p>	<p>第3条（本店の所在地） （現行どおり）</p> <p>第6条（発行可能投資口総口数）</p> <p>1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、200万口とする。</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. 本投資法人は、第1項に規定する発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、投資口の追加発行ができるものとする。当該投資口の追加発行における<u>募集投資口1口と引換えに払い込む金銭の額は、本投資法人の保有する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な金額として役員会で決定した金額とする。</u></p> <p>第7条（投資口の取扱規則）</p> <p>本投資法人が発行する投資証券の種類、<u>投資主名簿（実質投資主名簿を含む。以下同じ。）への記載又は記録、投資証券の再発行その他投資口及び投資証券の取扱いに関する手続並びにその手数料については、法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。</u></p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第12条（書面による議決権の行使）</p> <p>1. <u>投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. （記載省略） 【新設】</p> <p>第13条（みなし賛成）</p> <p>1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。</p> <p>2. （記載省略）</p> <p>第14条（基準日等）</p> <p>1. 投資主総会において権利を行使すべき投資主は、本投資法人が役員会の決議を経て法令に従い予め公告して定める基準日現在の最終の投資主名簿（<u>実質投資主名簿を含む。以下同じ。</u>）に記載された投資主とする。</p> <p>2. ～ 3. （記載省略）</p> <p>第15条（執行役員及び監督役員の員数） （記載省略）</p>	<p>第12条（書面による議決権の行使）</p> <p>1. <u>書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定める時まで</u>に当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行う。</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>第13条（電磁的方法による議決権の行使）</p> <p>1. <u>電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時まで</u>に議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により本投資法人に対して提供して行う。</p> <p>2. <u>電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p> <p>第14条（みなし賛成）</p> <p>1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>第15条（基準日等）</p> <p>1. 投資主総会において権利を行使すべき投資主は、本投資法人が役員会の決議を経て法令に従い予め公告して定める基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。</p> <p>2. ～ 3. （現行どおり）</p> <p>第16条（執行役員及び監督役員の員数） （現行どおり）</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第16条（執行役員及び監督役員の選任及び任期）</p>	<p>第17条（執行役員及び監督役員の選任及び任期）</p>
<p>1. ～ 2. （記載省略）</p>	<p>1. ～ 2. （現行どおり）</p>
<p>第17条（執行役員及び監督役員の報酬の支払いに関する基準）</p>	<p>第18条（執行役員及び監督役員の報酬の支払いに関する基準）</p>
<p>（記載省略）</p>	<p>（現行どおり）</p>
<p>(1) ～ (2) （記載省略）</p>	<p>(1) ～ (2) （現行どおり）</p>
<p>第18条（執行役員、監督役員及び会計監査人の投資法人に対する責任）</p>	<p>第19条（執行役員、監督役員及び会計監査人の投資法人に対する責任）</p>
<p>（記載省略）</p>	<p>（現行どおり）</p>
<p>第19条（招集）</p>	<p>第20条（招集）</p>
<p>1. ～ 3. （記載省略）</p>	<p>1. ～ 3. （現行どおり）</p>
<p>第20条（決議等）</p>	<p>第21条（決議等）</p>
<p>1. ～ 3. （記載省略）</p>	<p>1. ～ 3. （現行どおり）</p>
<p>第21条（役員会規則）</p>	<p>第22条（役員会規則）</p>
<p>（記載省略）</p>	<p>（現行どおり）</p>
<p>第22条（会計監査人の選任）</p>	<p>第23条（会計監査人の選任）</p>
<p>（記載省略）</p>	<p>（現行どおり）</p>
<p>第23条（会計監査人の任期）</p>	<p>第24条（会計監査人の任期）</p>
<p>1. ～ 2. （記載省略）</p>	<p>1. ～ 2. （現行どおり）</p>
<p>第24条（会計監査人の報酬の支払いに関する基準）</p>	<p>第25条（会計監査人の報酬の支払いに関する基準）</p>
<p>（記載省略）</p>	<p>（現行どおり）</p>
<p>第25条（資産運用の基本方針）</p>	<p>第26条（資産運用の基本方針）</p>
<p>（記載省略）</p>	<p>（現行どおり）</p>
<p>第26条（投資態度）</p>	<p>第27条（投資態度）</p>
<p>1. 本投資法人は、不動産等（第27条第1項第2号に定義する。）及び不動産対応証券（第27条第1項第3号に定義する。）（以下、不動産等及び不動産対応証券を併せて「不動産関連資産」と総称する。）を主たる投資対象とする。</p>	<p>1. 本投資法人は、不動産等（第28条第1項第2号に定義する。）及び不動産対応証券（第28条第1項第3号に定義する。）（以下、不動産等及び不動産対応証券を併せて「不動産関連資産」と総称する。）を主たる投資対象とする。</p>
<p>2. ～ 4. （記載省略）</p>	<p>2. ～ 4. （現行どおり）</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>5. <u>本投資法人が取得する資産の組入比率は以下の①及び②の方針によるものとする。</u></p> <p>① 特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。</p> <p>② <u>資産の総額のうち占める租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。以下「租税特別措置法」という。）第67条の15第9項に規定する不動産等の価額の割合として財務省令で定める割合を100分の75以上とする。</u></p> <p>第27条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人は、第25条に定める基本方針に従い、主として以下に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>(1) ～ (3) （記載省略）</p> <p>2. （記載省略）</p>	<p>5. 本投資法人は、<u>特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とするよう資産運用を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">【削除】</p> <p>第28条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人は、第26条に定める基本方針に従い、主として以下に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>(1) ～ (3) （現行どおり）</p> <p>2. （現行どおり）</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>3. 本投資法人は、実質的に不動産等への投資を目的とする場合又は不動産等への投資に付随するものに限り、第1項及び第2項に定める特定資産のほか、以下に掲げる資産に投資することがある。</p> <p>(1) ～ (6) (記載省略)</p> <p>(7) 上記(1)乃至(6)のほか、<u>東京証券取引所が定める「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例」</u>において定める「<u>不動産関連資産</u>」</p> <p>第28条 (投資制限)</p> <p>1. ～ 2. (記載省略)</p> <p>第29条 (組入資産の貸付けの目的及び範囲)</p> <p>1. ～ 3. (記載省略)</p> <p>第30条 (資産評価の原則)</p> <p>1. ～ 3. (記載省略)</p> <p>第31条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法は、<u>投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配にかかる計算書及び附属明細書に関する規則、投資信託協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定める。</u></p> <p>(1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権 (第27条第1項第1号、第2号①又は②に定めるもの) (記載省略)</p>	<p>3. 本投資法人は、実質的に不動産等への投資を目的とする場合又は不動産等への投資に付随するものに限り、第1項及び第2項に定める特定資産のほか、以下に掲げる資産に投資することがある。</p> <p>(1) ～ (6) (現行どおり)</p> <p>(7) 上記(1)乃至(6)のほか、<u>不動産等の投資に付随して取得が必要となるその他の権利</u></p> <p>第29条 (投資制限)</p> <p>1. ～ 2. (現行どおり)</p> <p>第30条 (組入資産の貸付けの目的及び範囲)</p> <p>1. ～ 3. (現行どおり)</p> <p>第31条 (資産評価の原則)</p> <p>1. ～ 3. (現行どおり)</p> <p>第32条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法は、<u>投資法人の計算に関する規則、投資信託協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定める。</u></p> <p>(1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権 (第28条第1項第1号、第2号①又は②に定めるもの) (現行どおり)</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>(2) 不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（第27条第1項第2号③に定めるもの） （記載省略）</p> <p>(3) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第27条第1項第2号④に定めるもの） （記載省略）</p> <p>(4) 不動産に関する匿名組合出資持分（第27条第1項第2号⑤に定めるもの） （記載省略）</p> <p>(5) 不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第27条第1項第2号⑥に定めるもの） （記載省略）</p> <p>(6) 有価証券（第27条第1項第3号、第2項第1号③に定めるもの） （記載省略）</p> <p>(7) 金銭債権（第27条第2項第1号④に定めるもの） （記載省略）</p> <p>(8) 金銭の信託の受益権（第27条第2項第1号⑤に定めるもの） （記載省略）</p> <p>(9) 金融デリバティブ取引に関する権利（第27条第2項第2号に定めるもの） ①～② （記載省略） ③ 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。</p> <p>(10) （記載省略）</p>	<p>(2) 不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（第28条第1項第2号③に定めるもの） （現行どおり）</p> <p>(3) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第28条第1項第2号④に定めるもの） （現行どおり）</p> <p>(4) 不動産に関する匿名組合出資持分（第28条第1項第2号⑤に定めるもの） （現行どおり）</p> <p>(5) 不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第28条第1項第2号⑥に定めるもの） （現行どおり）</p> <p>(6) 有価証券（第28条第1項第3号、第2項第1号③に定めるもの） （現行どおり）</p> <p>(7) 金銭債権（第28条第2項第1号④に定めるもの） （現行どおり）</p> <p>(8) 金銭の信託の受益権（第28条第2項第1号⑤に定めるもの） （現行どおり）</p> <p>(9) 金融デリバティブ取引に関する権利（第28条第2項第2号に定めるもの） ①～② （現行どおり） ③ 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、<u>金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</u></p> <p>(10) （現行どおり）</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>2. 資産運用報告書等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p> <p>(1)～(2) (記載省略)</p> <p>3. 資産評価の基準日は、次条に定める各決算期とする。但し、<u>第27条第1項第3号及び第2項に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とする。</u></p> <p><u>第32条 (決算期)</u> 本投資法人の営業期間は、毎年3月1日から8月末日まで及び9月1日から翌年2月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。<u>但し、本投資法人の第1期営業期間は、本投資法人成立の日から平成18年8月末日までとする。</u></p> <p><u>第33条 (金銭の分配の方針)</u> 1. 分配方針 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (記載省略)</p> <p>(5) 分配金の分配方法 分配金は、金銭により分配するものとし、決算期における最終の投資主名簿に記載のある投資主又は登録質権者を対象に、原則として決算期から3ヶ月以内に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>(6) (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>2. 資産運用報告書等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>3. 資産評価の基準日は、次条に定める各決算期とする。但し、<u>第28条第1項第3号及び第2項に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とする。</u></p> <p><u>第33条 (決算期)</u> 本投資法人の営業期間は、毎年3月1日から8月末日まで及び9月1日から翌年2月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。</p> <p><u>第34条 (金銭の分配の方針)</u> 1. 分配方針 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 分配金の分配方法 分配金は、金銭により分配するものとし、決算期における最終の投資主名簿に記載のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3ヶ月以内に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第34条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費若しくは分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）等の資金の手当てを目的として、資金を借入れ（コール市場を通じる場合を含む。）又は投資法人債を発行することができる。なお、資金を借入れる場合は、証券取引法に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。</p> <p>2. ～ 3. （記載省略）</p>	<p>第35条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費若しくは分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債（<u>短期投資法人債を含む。</u>以下同じ。）の債務の返済を含む。）等の資金の手当てを目的として、資金を借入れ（コール市場を通じる場合を含む。）又は投資法人債を発行することができる。なお、資金を借入れる場合は、証券取引法に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。</p> <p>2. ～ 3. （現行どおり）</p>
<p>第35条（投資信託委託業者に対する運用報酬の支払いに関する基準）</p> <p>（記載省略）</p> <p>(1) ～ (3) （記載省略）</p>	<p>第36条（投資信託委託業者に対する運用報酬の支払いに関する基準）</p> <p>（現行どおり）</p> <p>(1) ～ (3) （現行どおり）</p>
<p>第36条（損益の帰属）</p> <p>（記載省略）</p>	<p>第37条（損益の帰属）</p> <p>（現行どおり）</p>
<p>第37条（諸費用の負担）</p> <p>1. ～ 2. （記載省略）</p>	<p>第38条（諸費用の負担）</p> <p>1. ～ 2. （現行どおり）</p>
<p>第38条（消費税及び地方消費税）</p> <p>（記載省略）</p>	<p>第39条（消費税及び地方消費税）</p> <p>（現行どおり）</p>
<p>第39条（資産の運用、保管及びその他の業務及び事務の委託）</p> <p>1. ～ 2. （記載省略）</p>	<p>第40条（資産の運用、保管及びその他の業務及び事務の委託）</p> <p>1. ～ 2. （現行どおり）</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第6条、第14条、第18条、第19条、第20条及び第33条第1項第5号の変更は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日からその効力を生じる。</u></p> <p>本附則は、上記変更の効力発生日経過後これを削除する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>本規約中、短期投資法人債に係る部分については、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）第5条の施行日から効力を生じる。</u></p> <p>本附則は、上記変更の効力発生日経過後これを削除する。</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

1. 議案の要領及び提案の理由

執行役員宮崎俊司から本投資主総会の終結の時をもって本投資法人の執行役員を辞任したい旨の申し出があったため、後任の執行役員1名の選任をお願いするものであります。

2. 執行役員候補者

次の者の選任をお願いしたいと存じます。

氏名 (生年月日)	略歴
高橋正義 (昭和23年7月15日)	昭和46年4月 三井信託銀行株式会社 入社 昭和63年7月 欧州三井信託銀行出向 副社長 平成3年7月 三井信託銀行株式会社 国際企画部次長 平成6年5月 欧州三井信託銀行出向 社長 平成10年8月 三信投資顧問株式会社出向 取締役 平成12年7月 中央三井アセットマネジメント株式会社 取締役 平成16年4月 株式会社プロスペクト入社 コンプライアンス・オフィサー 平成16年6月 同社 取締役経営管理部長 平成16年9月 プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ株式会社 取締役コンプライアンス・オフィサー 平成17年4月 同社 代表取締役 平成18年9月 株式会社プレフスアドバイザー 代表取締役社長(現職)

上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
また、同候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。

なお、同候補者は、上記略歴のとおり、株式会社プレフスアドバイザー代表取締役社長に就任しておりますが、平成19年6月30日をもって同社の代表取締役社長を辞任する予定です。

なお、本議案は、平成19年5月18日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の一致をもってする決議によって提出されたものであります。

第3号議案 監督役員2名選任の件

1. 議案の要領及び提案の理由

執行役員宮崎俊司の辞任に伴い、監督役員全員から本投資主総会の終結の時をもって一旦本投資法人の監督役員を辞任したい旨の申し出があったため、改めて監督役員2名の選任をお願いするものであります。

2. 監督役員候補者

次の者の選任をお願いしたいと存じます。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	平岩正史 (昭和27年12月4日)	昭和56年4月 東京弁護士会登録・弁護士 大原法律事務所所属 平成元年1月 米国カリフォルニア州 LILLICK&McHOSE法律事務所勤務 平成3年4月 大原法律事務所 復職(現職) 平成17年9月 エルシーピー投資法人監督役員(現職)
2	藤元拓志 (昭和45年3月31日)	平成8年10月 監査法人トーマツ入所 平成11年4月 公認会計士登録 平成13年8月 藤元公認会計士事務所開業(現職) 平成16年12月 税理士登録 平成17年9月 エルシーピー投資法人監督役員(現職)

上記監督役員候補者は、両名とも現に本投資法人の監督役員であり、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。また、同候補者は、両名とも本投資法人の投資口を所有しておりません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第13条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案乃至第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

第3回投資主総会会場ご案内図

東京都港区新橋一丁目2番6号
 第一ホテル東京 4階「プリマヴェーラ I」
 電話 03-3501-4411



交通のご案内

- | | |
|----------------|------------|
| ○ JR線・東京メトロ銀座線 | 新橋駅より徒歩2分 |
| ○ 都営地下鉄浅草線 | 新橋駅より徒歩4分 |
| ○ 都営地下鉄三田線 | 内幸町駅より徒歩3分 |